

事務連絡  
令和7年1月31日

各都道府県消防・防災主管部局 } 御中  
各指定都市消防・防災主管部局 }

消防庁総務課

令和6年度消防庁補正予算、令和7年度消防庁予算案及び令和7年度の  
消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について

令和6年1月に発生した能登半島地震等では、緊急消防援助隊、県内消防本部及び消防団において人命救助や救急搬送等、全力で取り組んでいただいたところであります。消防庁では、政府の「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」や消防庁の「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」等での検証※を行い、政府の令和6年度補正予算（令和6年12月17日成立）や令和7年度当初予算案（同年12月27日閣議決定）において、令和6年能登半島地震等を踏まえた消防防災力の更なる充実強化に必要な予算を確保したところです。

※ 検証結果を踏まえた、都道府県、市町村、消防本部において推進すべき事項については、「令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について」（令和6年7月12日付け消防庁次長通知）を御確認ください。

これらを踏まえた消防庁の令和6年度補正予算（以下「補正予算」という。）、令和7年度当初予算案（以下「当初予算案」という。）及び現段階における消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について、下記のとおりお知らせします。

各都道府県消防・防災主管部局におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）及び消防本部（以下「市町村等」という。）に対して速やかに御連絡いただくようお願いします。

記

## 1 令和6年能登半島地震等を踏まえた緊急消防援助隊の充実強化

消防庁では、大規模災害における緊急消防援助隊の重要性に鑑み、令和6年能登半島地震等の実災害の教訓を踏まえた車両・資機材の充実強化に取り組むこととしており、都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、積極的な取組をお願いします。

また、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」については、新たな登録目標隊数の設定、新規部隊の創設、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた運用面の見直し等を内容とした改定を行うこととしていますので御留意願います。

### (1) 緊急消防援助隊の充実強化に資する車両・資機材・設備などの整備

緊急消防援助隊の車両・資機材の整備に取り組むとともに、応援職員の受入れ施設などの受援体制の整備にも積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、緊急消防援助隊の車両・資機材や応援職員の受入れ施設の整備について、緊急消防援助隊設備整備費補助金や緊急防災・減災事業債などの財政措置が活用可能であること。

### (2) 無償使用車両・資機材等の配備

近年の災害対応の教訓等を踏まえ、緊急消防援助隊の車両・資機材の充実強化に向け、補正予算において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第50条の規定に基づく無償使用により、以下の車両・資機材等を新規・更新配備することとしていること。各団体におかれては、緊急消防援助隊の出動時に、有効に活用できるよう、車両・資機材の配備目的の理解と取扱いの習熟、迅速な出動体制の構築に取り組まれないこと。

なお、配備に当たっては、緊急消防援助隊の出動時に迅速に対応できるよう、車両等の特性、地域バランス等を勘案することとしていること。

#### ア 機動前進指揮車

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、道路事情が悪くても緊急消防援助隊の部隊が人員、資機材を被災地へ迅速に進出させ速やかに活動を展開できるよう、人員等の搬送が可能な小型で多用途に活用できる車両27台を新規配備することとしていること。

#### イ 救助先行車・携行型救助資機材等

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、発災初期における救助活動体制の更なる強化を図るため、道路事情が悪い場合の陸路進出に加え、道路寸断により陸路進出が難しい場合であっても、自衛隊が保有する大型ヘリ等に積載し空路での現場進出ができる車両29式を新規配備することとしていること。

あわせて、携行可能な救助資機材29式を、車両と合わせて配備することとしていること。

#### ウ 小型救助車

土砂災害、林野火災など狭隘、急峻な災害現場において効果的な救助活動を行うため、登坂・走破性が高く資機材搬送にも活用できるオフロード対応の小型救助車4台を、未配備県に新規配備することとしていること。

#### エ 無人走行放水ロボット及び搬送車

津波到達前の浸水想定区域での大規模火災や、木造密集地域、倉庫、トンネルでの火災など、消火活動の困難性・危険性が高い現場において消防力の劣勢を補うとともに、活動隊員の安全を確保して消防活動を行うため、無人走行放水ロボット及び搬送車3式を新規配備することとしていること。

#### オ 高機能エアーテント・寒冷地対策資機材

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、猛暑・厳冬期の過酷な環境下における緊急消防援助隊の活動環境改善のため、冷暖房を完備した高機能エアーテント142式及び寒冷地対策資機材等を配備することとしていること。このうちの一部については、女性隊員活躍の観点から、女性隊員数の割合や緊急消防援助隊への派遣実績等を考慮し、配備することとしていること。

#### カ 衛星通信資機材

通信確保に課題のあった令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、部隊間の情報共有・連絡の手段を確保し、円滑な活動を担保するため、衛星通信資機材を47式、新規配備することとしていること。

#### キ 拠点機能形成車

大規模災害時の広域的な消防防災体制の充実を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）により、被災地の前線において、隊員が休憩・宿営するほか、現地本部として部隊会議を行うなど、活動拠点として利用できる拠点機能形成車を1台、未配備県に新規配備することとしていること。

#### ク 海水利用型消防水利システム

既配備車両の老朽化を踏まえ、緊急消防援助隊の消防力を維持するため、海水利用型消防水利システムを1台、更新配備することとしていること。

#### ケ 特別高度工作車

既配備車両の老朽化を踏まえ、排煙消火機能を有する大型ブローア装置と研磨剤入りの高圧水流で障害物を切断可能なウォーターカッター装置を搭載し、トンネル火災や倉庫火災などの大規模災害時に対応可能な特別高度工作車を3台、更新配備することとしていること。

#### コ 燃料補給車

既配備車両の老朽化を踏まえ、緊急消防援助隊の活動する災害現場において、消防車両を対象に燃料補給活動を行うことができる消防力を維持するため、燃料補給車を6台、更新配備することとしていること。

#### サ 消防庁ヘリコプター

航空消防体制を充実させるため、消防庁ヘリコプターを1機、更新配備することとしていること（令和5年度補正予算及び令和7年度当初予算により消防庁ヘリを1機配備）。

#### シ 映像伝達装置

大規模災害時の広域的な消防防災体制の充実を図るため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、緊急消防援助隊等が災害現場の映像等を、リアルタイムに消防庁や関係機関に情報提供するための映像伝送装置を23式、更新配備することとしていること。

#### ス 個人線量計等

土砂・風水害、地震等に伴うNBC災害等の特殊災害への対応体制の充実強化を図るため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による個人線等の放射性物質対応資機材の整備を引き続き実施することとしていること。

### (3) 消防防災ヘリコプターの安全性の向上と航空消防防災体制の強化

「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（令和元年消防庁告示第4号）において示した各種事項を確実に実施していただきたいこと。

特に二人操縦士体制について、経過措置の期限が令和7年3月31日であることから、確実に体制整備を図るとともに、その後も継続的な操縦士の確保・育成に努めていただきたいこと。

また、消防防災ヘリコプターは耐空検査等により運休期間が発生することを踏まえ、引き続き相互応援協定の締結に努めるとともに、運航団体の区域における耐空検査の時期の調整に取り組み、災害対応を的確に行える体制づくりに努めていただきたいこと。

さらに、昼夜を問わず発生する災害に対し、早期の情報収集体制を構築でき

るよう、操縦士の計器飛行証明資格の取得や技能の習熟などに努めていただきたいこと。

なお、操縦士の計器飛行証明資格取得に要する経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとされていること。

(4) 緊急消防援助隊等の応援職員の受入れ施設等の整備

緊急消防援助隊をはじめとした応援職員の受入れ施設等の整備について、着実に取り組んでいただきたいこと。

なお、以下の事業について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

ア 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設の整備

イ 消防本部、消防署、出張所及び消防学校（以下「消防庁舎」という。）のうち緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置付けられたものにおける女性専用施設（浴室、仮眠室など。以下同じ。）の整備

(5) 無償使用車両・資機材等の維持管理

消防組織法第50条の規定により地方公共団体が無償で使用している車両・資機材・ヘリコプターについて、引き続き、適切な維持管理に努めていただきたいこと。

なお、その維持管理に要する経費について、引き続き地方交付税措置が講じられていること。

(6) 緊急消防援助隊の派遣体制の構築

大規模災害が発生した際、緊急消防援助隊が迅速・的確に対応できるよう、引き続き応援派遣体制の構築に積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、以下の経費について、特別交付税措置が講じられていること。

ア 長官の求めによる出動の場合の活動経費及び長官の求め又は指示による出動の場合の地元消防本部において生じる関連経費（消防力維持のための時間外勤務手当、予備車の確保に要する経費等）

イ 「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（平成27年3月31日付け消防広第74号）第5条第2項及び第3項に基づき出動準備に要する経費

(7) 緊急消防援助隊として出動した消防職員の手当

緊急消防援助隊として出動した場合の特殊勤務手当の支給について、国家公務員や警察職員との待遇の均衡が図られていない団体におかれては、「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について（通知）」（令和6年8月1日付け消防消第247号・消防広第188号）を踏まえ、緊急消防援助隊として出動した場合を要件に支給する手当の創設の検討や、既に支給している特殊勤務手当の額、水準の見直しの検討をできるだけ速やかに行っていただきたいこと。

#### （8）緊急消防援助隊アクションプラン

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、著しい地震災害が想定され、速やかな応援体制の構築が必要であることから、発災後直ちに全国規模で緊急消防援助隊を展開させられるよう、予めその運用ルールを定めるアクションプランを定めることとしていること。

南海トラフ地震、首都直下地震については、既に当該アクションプランを策定済みであり、その内容を再確認し、発災時には的確に対応していただきたいこと。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、令和6年度中にアクションプランを策定する予定としており、本アクションプランを踏まえ、受援及び応援派遣体制の構築に積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、南海トラフ地震、首都直下地震については、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成26年3月28日中央防災会議決定）、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）の策定からそれぞれ10年が経過することから、同基本計画等の見直しに向け、国において議論がなされており、その動向を注視いただきたいこと。

#### （9）緊急消防援助隊全国合同訓練の実施

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定災害とした、全国規模での緊急消防援助隊の実践的な応援・受援訓練を、令和8年度に北海道及び宮城県を開催地として実施する予定であること。

本訓練は、当該地震に対する受援能力の強化と全国的な緊急消防援助隊の応援能力の強化などを目的とするほか、（8）のアクションプランの実効性の確保を目的として、全都道府県から緊急消防援助隊の参画を得て実施する予定であること。

上記趣旨を御理解いただき、各都道府県においても本訓練への参加及び本訓練の機会を捉えた広域部隊進出の検討に、積極的に取り組まれないこと。

#### （10）緊急消防援助隊の出動時の受援能力の向上

緊急消防援助隊が出動する大規模災害において、被災地の都道府県や消防本

部では、情報収集や災害対応と並行し、都道府県内の消防応援の調整、緊急消防援助隊の受入れなど多くの業務が発生すること。

これらの活動調整や応援部隊の受入れを円滑に行うことが、災害対応にとって極めて重要であることから、都道府県や消防本部におかれては、受援能力をより一層向上させるため、「緊急消防援助隊に係る消防本部受援図上訓練企画・実施マニュアルの策定について（通知）」（令和6年3月29日付け消防広第94号）などを参考に、実践的な訓練を実施するとともに、受援計画の必要な見直しを随時行っていただきたいこと。

あわせて、受援都道府県は、消防組織法第44条の2の規定に基づき、都道府県知事を長とする「消防応援活動調整本部」を設置し、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整や警察、海上保安庁、自衛隊、DMAT等の関係機関との連携を行うこととなっていることから、これらの役割を十分に果たせるよう、日頃の訓練等を通じて体制の構築を図っていただきたいこと。

## 2 消防防災分野におけるDX・新技術の活用の推進

令和6年6月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化のため、（中略）消防・防災DX（中略）を進める」こととされており、消防庁では、消防防災分野におけるDXや新技術の活用を推進しています。

これらを踏まえ、都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、消防防災分野におけるDX・新技術の活用の推進に積極的に取り組むようお願いいたします。

### （1）マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化の全国展開の推進

消防庁では、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（マイナ救急）の全国展開を推進しており、今後、全国の各消防本部において、救急現場での操作性に優れた専用システムを活用した実証事業を実施する予定であることから、積極的な取組をお願いしたいこと。

さらに、マイナ救急の認知度の向上を図るため、消防庁においては、ショートムービーを作成してSNS（YouTube、消防庁X等）で広報を行うことに加え、全国展開の推進にあわせて、マイナ救急の流れの説明や有用事例の紹介、マイナ保険証の携行の呼びかけ等を政府広報（新聞広告、テレビ、動画など）、ポスター、広報誌等により実施する予定である。認知度向上と全国展開の推進のためには、国と地方公共団体の連携した取組が重要であることから、各地方公共団体においてもこれらの広報資材も活用して、積極的に広報していただきたいこと。

### （2）官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発の推進

消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）の令和7年度研究開発課題として、無人走行放水ロボットや消火用ドローンの研究開発、消防防災分野におけるAIやDXを推進する技術の現場活用検証等について募集を行っている。当該制度は消防機関等の参画を必須としていることから、積極的に協力いただくとともに、地域の大学、研究機関、事業者等に当該制度の趣旨や内容について積極的に周知いただきたいこと。

また、災害対応上有効と認められる新技術について、積極的に現場への導入を検討いただきたいこと。

### （3）消防指令システムの標準化・消防業務システムのクラウド化

消防庁では、全国の消防本部で今後予定されるシステム更新にあわせ、各消防本部からの要望も取り入れ、①消防活動に資する情報通信技術（ICT）を取り入れたシステムの構築、②導入・運用コストの低減、③システム導入に係る業務支援、の観点から、「消防指令システムの標準仕様書等の策定について」（令和6年3月27日付け消防情第94号）及び「消防業務システムの標準仕様書等の策定等について」（令和6年10月30日付け消防情第255号）により、消防指令システム及び消防業務システムの標準仕様書等を策定しているため、各消防本部においては、システムの更新の際には、この標準仕様書等に基づき整備いただきたいこと。

また、消防の広域化又は連携・協力を行おうとする消防本部（過去において広域化又は連携・協力を行った消防本部を含む。）における消防指令システムの標準化に併せた高機能消防指令センターの整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であるほか、標準仕様に基づいたSaaS型消防業務システムの移行に要する経費（「共同調達」によりシステムの移行を行う場合）について、デジタル活用推進事業債（仮称）の対象とすることとされていること。

### （4）災害対応業務におけるデジタル化の推進

#### ア 災害時の情報共有体制の強化

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、内閣府の「新総合防災情報システム（SOBO-WEB）」を中核として、国、都道府県等が保有する防災情報関係システムのデータを自動連携等で集約し、災害対応機関等で共有する「防災デジタルプラットフォーム」を2025年までに構築することとされている。都道府県においては、防災情報システムについて必要な改修を速やかに行っていただきたいこと。

なお、「新総合防災情報システム（SOBO-WEB）」との間でデータ連携を行うために必要となる都道府県防災情報システムの改修について、サーバー設置等を伴う場合には、緊急防災・減災事業債の活用が可能であり、また、サーバー設置等を伴わない場合には、特別交付税措置が講じられていること。

## イ 災害時の映像情報共有手段の充実

災害時における国と地方公共団体との間における映像共有手段の充実を図るため、消防職団員による投稿型の機能を有した「消防庁映像共有システム」については、令和6年能登半島地震において、暫定的な運用を行い、令和6年9月から正式運用を開始した。また、令和6年度中には、内閣府の次期総合防災情報システムとの接続を図ることとしていること。

本システムは、大規模災害はもとより、風水害等により発生した被害状況の早期把握や、広域的な支援体制の早期確立など、迅速な対応に有効なシステムであることから、災害現場で活動する消防職員・消防団員については、積極的に活用いただきたいこと。

特に迅速な災害状況の把握等が求められている中、消防団員による本システムの活用については、地域住民の安心・安全に直結し、地域防災力の充実強化を図る上で極めて重要であること。

このため、消防団を含めた消防機関においては、大規模災害等に備え、消防職員・消防団員が適切に操作できるよう定期的な研修等を実施するとともに、災害時に本システムを運用できるよう普段からの訓練等にも本システムを取り入れるなど、本システムの積極的な活用に向けた取組を実施していただきたいこと。

## (5) 火災予防／危険物保安／石油コンビナート等の保安の各分野における各種手続等のデジタル化の推進

各分野における各種手続について、電子申請等の導入を進めていただくとともに、特に消防同意審査手続について、令和7年4月から国土交通省において、当該手続を含めた建築確認関係手続を電子的に行うことができる確認申請受付システムの運用が開始される予定であることから、遺漏なく導入されたいこと。

なお、消防本部等において、電子申請等を受け付けるために必要なLWAN接続端末等の整備に要する経費のほか、消防同意審査手続の電子化に必要な端末等の整備に要する経費について、地方交付税措置が講じられていること。

また、防火・防災管理に関する講習について、デジタル化に向けた政府方針を踏まえ、都道府県知事並びに消防本部及び消防署を置く市町村の消防長におかれては、「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」（令和4年8月29日付け消防予第428号）を参考にしながら、講習のオンライン化について積極的に取組を進めていただきたいこと。

## (6) 消防訓練におけるDXの推進等

一般的な火災や大規模な豪雨災害・土砂災害、今後発生が予測される大地震

による災害の発生を想定し、直面する危険を仮想空間で擬似的に体験、習得できるツールとして、VRを有効活用した訓練コンテンツを令和5年3月に全消防学校に配備していることから、積極的に活用いただきたいこと。

また、現場活動における活動マニュアルや初任教育の教材等、消防本部や消防学校等の独自の取組を共有できる専用サイトを令和4年度に構築したことから、引き続き新規コンテンツを積極的に掲載するとともに、優良事例・先進事例の横展開を図っていただきたいこと。

#### (7) 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化学業の活用

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るためにアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化学業」については、総務省及び地方公共団体金融機構において令和7年度も引き続き実施することとし、「地方公共団体のDX（消防防災DX）」等について、アドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することとされている。各地方公共団体においては、本事業を積極的に活用いただくとともに、消防防災分野のDXに携わった経験がある職員若しくは退職者、又は当該業務に関し優れた知見を有する者を推薦いただきたいこと。

### 3 常備消防力の充実強化

都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、常備消防力の充実強化に取り組むようお願いいたします。

#### (1) 消防の広域化及び連携・協力の推進

消防の広域化及び連携・協力については、令和6年に改正した「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号）及び「消防の連携・協力について」（平成29年4月1日付け消防消第59号）に基づき、令和11年4月1日を推進期限としているところであるが、消防の広域化及び連携・協力に向けた都道府県及び市町村等の取組を引き続き推進していただきたいこと。

また、消防の広域化及び連携・協力により現場到着時間が短縮する区域等について地図上に可視化し、広域化及び連携・協力の効果を分析するためのシステム（消防用車両出動シミュレーションシステム）を引き続き運用しており、次年度に機能改善を予定していることから、消防の広域化や指令の共同運用における高度な運用（直近指令及びゼロ隊運用）等の検討に積極的に活用いただきたいこと。なお、機能改善の詳細については令和7年度中に通知等により示す予定であること。

#### (2) 消防防災施設の整備促進

耐震性貯水槽、防災用備蓄倉庫などの消防防災施設の整備は、地震等の大規

模災害や特殊災害時における住民生活の安全・安心を確保するという観点から非常に重要であることから、積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、これらの消防防災施設の整備について、消防防災施設整備費補助金や緊急防災・減災事業債などの財政措置の活用が可能であること。

### (3) 消防本部における災害対応ドローン（水中ドローンを含む。以下同じ。）の整備

消防本部が整備する災害対応ドローンは、被害状況や災害推移の把握、部隊運用や水難救助活動等に効果的であることから、積極的に整備に取り組んでいただきたいこと。

なお、災害対応ドローンの整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

### (4) ドローン活用人材の育成を通じた災害対応能力の強化

消防本部がドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、より高度な技能を有する人材を育成するため、ドローン技術指導アドバイザー（仮称）の育成研修やアドバイザー（消防職員に限る。）の一等無人航空機操縦者技能証明の取得支援を実施するとともに、アドバイザー派遣制度により全国の消防本部の操縦者育成を図ることとしていることから、当該制度を積極的に活用していただきたいこと。

なお、消防職員の一等無人航空機操縦者技能証明（夜間・目視外の限定変更）の取得に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとされていること。

### (5) 津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画等の策定

消防庁では、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画（例）や計画策定の際の留意事項をとりまとめ、「輪島市大規模火災を踏まえた「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画」策定等について」（令和6年12月16日付け消防消第410号）を発出した。津波浸水想定区域を管轄する消防本部においては、切迫する大規模地震・津波災害等に備えるため、可能な限り令和7年度から早期に計画策定等に取り組んでいただきたいこと。

また、計画策定の支援として、未策定の小規模消防本部等に対し、津波時の消防活動計画策定推進アドバイザーの派遣を通じ、計画策定を促進することとしていること。

なお、専門家等を招聘し開催する検討会に要する経費や、津波の高さ、津波警報の種別に応じた活動可能区域の設定のための津波災害シミュレーションに要する経費など、地方公共団体が行う津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画策定に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとされていること。

ること。

#### (6) 消防職員の確保

近年の大規模災害の頻発化や救急需要の増加を踏まえ、必要な消防力を確保するため、各市町村の実情などに応じて、消防職員の確保に努めていただきたいこと。

消防庁では、各消防本部の幹部職員を対象に、離職防止に関する研修を実施することとしており、各消防本部において、消防職員の働きやすい環境づくりに向けた取組を推進していただきたいこと。

なお、地方財政計画上の消防職員数について、消防防災行政の状況などを勘案し、118人の増員をすることとされていること。

また、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日から施行され、消防職員を含む地方公務員の定年の段階的な引上げが開始されていることから、各消防本部におかれては、「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会報告書」（令和4年11月）を参考にしながら、市町村人事担当部局と連携の上、災害活動に必要な消防力を維持し、行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制の確保に向け、必要に応じて定員を見直すなど適切に対応していただきたいこと。

#### (7) 消防本部における女性消防吏員の活躍推進

消防本部における女性消防吏員の更なる活躍推進については、女性消防吏員比率の全国の目標水準（令和8年度当初までに5%）の達成に向けた消防本部ごとの数値目標の設定による計画的な増員を図っていただきたいこと。あわせて、適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大、ライフステージに応じた配慮、女性専用施設の計画的な整備など、ソフト・ハード両面での環境整備に積極的に取り組んでいただきたいこと。

加えて、緊急消防援助隊等の大規模災害時の応援派遣において、初期段階から女性消防吏員を派遣できるよう、男女ともに意欲や適性を踏まえつつ活躍できる環境の整備に取り組んでいただきたいこと。

なお、消防庁舎における女性専用施設の整備に要する経費について、引き続き特別交付税措置が講じられていることに加えて、前述の「2 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化」の「(4) 緊急消防援助隊等の応援職員の受入れ施設等の整備」における、緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置付けられた消防庁舎における女性専用施設の整備についても、引き続き緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

また、応援派遣時に男女各々の宿営環境を確保するために必要な資機材の整備に要する経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとされていること。

(8) 男性消防職員の育児休業の取得促進

消防職員に係る男性の育児休業取得率の政府目標は、「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)及び「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)において、民間と同様に、令和7年までに50%、令和12年までに85%に引き上げられたところであり、男性の育児休業等の取得は、本人にとって子育てに能動的に関わる契機として重要であるとともに、組織にとっても、多様な人材を生かすマネジメント力の向上や子育てに理解ある職場風土の形成等の観点で重要となることから、「男性消防職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の一層の推進について」(令和7年1月29日付け消防消第24号)等を参考にし、なお一層の取得促進に取り組んでいただきたいこと。

また、消防庁では、当初予算案において、普及・啓発ポスターの作成や幹部職員向け研修を実施するなど、男性育休の取得を「当たり前」にするための取組を推進していること。

(9) 消防本部におけるハラスメント等への対策の徹底

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に侵害する許されない行為であり、職員の士気を低下させ職場環境の悪化を招くとともに、国民、住民の信頼を著しく損ね、消防行政に対する社会的評価にも悪影響を与えかねない行為である。各消防本部におかれては、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について(通知)」(平成29年7月4日付け消防消第171号)において示したハラスメント等への対応策や「消防本部におけるハラスメントの実態に関する調査の結果及び留意事項について(通知)」(令和7年1月29日付け消防消第25号)において示した留意事項等に基づき、ハラスメント等の防止に向けた取組を徹底していただきたいこと。

(10) 消防職員委員会の運用改善

「消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正等について(通知)」(平成30年9月6日付け消防消第242号)及び「令和4年度中の消防職員委員会の運営状況結果及び消防職員委員会の運営に関する留意事項について(通知)」(令和5年10月10日付け消防消第336号)など消防庁から累次にわたり発出している通知等を踏まえ、消防職員からの意見を幅広く求めることにより消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資するよう、消防職員委員会の運用改善に不断に努めていただきたいこと。

(11) 消防大学校における訓練の充実強化

消防大学校では、消防職団員及び地方公共団体における防災・危機管理部局

の職員に対する高度な教育訓練を実施していること。

令和7年度は、令和6年能登半島地震や全国各地で相次ぐ豪雨災害など、多発化する大規模な自然災害への対応能力の向上のため、緊急消防援助隊の更なる機能強化に向けた教育・訓練の充実を図るとともに、現場の安全管理の徹底やDXの推進、ハラスメント対策を含む人材育成・管理のあり方など、現下の消防組織運営における重要課題に関する講義の充実を図ることとしていること。

また、教育訓練を通じ、全国の消防本部などから派遣された職員が活発に交流し、全国的な人的ネットワークの形成に資することも勘案し、引き続き消防大学校への入校について積極的に検討いただきたいこと。

#### (12) 訓練等における安全管理の徹底

昨年及び一昨年に、訓練時等における死亡事故が続いて発生していることから、消防庁がこれまで発出している通知等を踏まえ、訓練時及び現場活動時における事故防止に万全が期されるよう、安全管理体制の充実強化に努めるとともに、組織を挙げた安全文化（安全を優先する文化）の醸成に努めていただきたいこと。

### 4 救急体制の確保

都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、救急体制の確保に積極的に取り組むようお願いいたします。

#### (1) マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化の全国展開の推進【再掲】

消防庁では、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（マイナ救急）の全国展開を推進しており、今後、全国の各消防本部において、救急現場での操作性に優れた専用システムを活用した実証事業を実施する予定であることから、積極的な取組をお願いしたいこと。

さらに、マイナ救急の認知度の向上を図るため、消防庁においては、ショートムービーを作成してSNS（YouTube、消防庁X等）で広報を行うことに加え、全国展開の推進にあわせて、マイナ救急の流れの説明や有用事例の紹介、マイナ保険証の携行の呼びかけ等を政府広報（新聞広告、テレビ、動画など）、ポスター、広報誌等により実施する予定である。認知度向上と全国展開の推進のためには、国と地方公共団体の連携した取組が重要であることから、各地方公共団体においてもこれらの広報資材も活用して、積極的に広報していただきたいこと。

#### (2) 増大する救急需要への対策

今後も救急需要が高まることが予想される中、救急需要対策や救急活動の質

の向上を図り、傷病者が迅速に適切な医療を受けられる環境を整備していくことが重要であることから、以下の対策を積極的に推進していただきたいこと。

#### ア 救急安心センター事業（#7119）の全国展開

住民が救急車を呼ぶべきかどうか等の判断に悩む場合に専門家が電話相談に応じる「救急安心センター事業（#7119）」は、救急車の適時・適切な利用に資する効果をはじめ、救急医療機関の受診の適正化や、住民への安心・安全の提供など、多岐にわたる効果を有することから、全国展開を推進することとしていること。

#7119については、各都道府県が原則として実施主体となることから、都道府県におかれては、「救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた取組について」（令和3年3月26日付け消防救第94号）等を踏まえ、アドバイザー制度などを積極的に活用することにより、都道府県内全域での#7119の早期導入を図っていただきたいこと。

なお、#7119の運用に要する経費について、引き続き特別交付税措置が講じられていること。

#### イ 日勤救急隊の導入検討

「救急隊員の適正な労務管理の徹底について（通知）」（令和5年1月25日付け消防救第25号）を踏まえ、救急需要対策に加えて、女性救急隊員の活躍も含めた多様な働き方に資する日勤救急隊の導入について、積極的に検討していただきたいこと。

#### ウ 病院救急車や患者等搬送事業者の活用

「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（平成28年3月31日付け消防救第34号消防庁次長、医政発0331第48号厚生労働省医政局長通知）を踏まえ、緊急性の乏しい転院搬送については、地域メディカルコントロール協議会等の枠組みを活用し、地域の実情に応じて、医療機関が保有するいわゆる病院救急車、消防機関が認定する患者等搬送事業者の活用を積極的に検討いただきたいこと。

#### エ AIを活用した救急隊運用最適化

過去の救急出場データから、AIによる救急需要予測モデルを作成しその内容を踏まえ、救急需要が高いと見込まれる地域に事前に救急隊を配置する「AIを活用した救急隊運用最適化」については、地域特性が異なる複数の地域で実証実験を行っているところであるが、今後、現場到着時間の短縮も含めた検証結果とともに、救急隊運用最適化の仕様を公開した上で、導入に向けた説明会を実施する予定であるので、動向に留意されたいこと。

#### オ 救急隊員の職務環境の整備に向けた取組の推進

高齢化の進展、気候変動、感染症の流行等により、救急需要の増大及び多様化が懸念されるため、救急業務の質の維持等の観点から、救急隊員の職務環境の一層の整備が重要となっている。このことから、「救急隊員の職務環境の整備に向けた取組の推進について（通知）」（令和6年3月21日付け消防救第89号）において、消防本部の効果的な取組事例（電動ストレッチャーの導入や、救急資器材の軽量化など）をとりまとめているので、当該事例を参考として、救急隊員の職務環境の整備に向けた取組を推進していただきたいこと。

なお、緊急消防援助隊登録車両の電動ストレッチャーの導入について、緊急消防援助隊設備整備費補助金の対象とされていること。

#### （3）熱中症予防対策の強化

令和6年は、非常に厳しい暑さが長期間にわたって続いたことから、5月から9月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員は9万7,578人となり、集計を開始した平成20年以降、最多となった。これを踏まえ、消防庁では、熱中症対策について、熱中症患者が増加し、特に救急需要の高まりが見られる夏季を待たずして早期に実施するよう、関係省庁と連携して検討を進めていること。

都道府県及び市町村等におかれては、「熱中症予防対策の強化について」（令和6年7月12日付け事務連絡）を踏まえ、政府の今後の動向にも留意し、早期に住民に対する積極的な予防啓発を行うとともに、熱中症傷病者が多数発生した際に予測される救急需要のひっ迫にも対応できるよう、予備車等を活用した出動体制の確保や住民への救急車の適時・適切な利用の呼びかけ等を行っていただきたいこと。

また、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号）に基づき熱中症特別警戒情報が発表された場合は、「令和6年度における熱中症対策について」（令和6年6月4日付け消防救第175号）を踏まえ、様々な情報伝達手段を活用して、住民、特に高齢者等の熱中症弱者に対する効果的な普及啓発や注意喚起を行うなど、都道府県と市町村が連携して熱中症対策を積極的に推進していただきたいこと。

#### （4）感染症発生時における保健所等との連携

今般の新型コロナウイルス感染症への対応では、都道府県及び保健所設置市区の保健衛生部局において移送が実施され、地域の実情に応じ、消防機関において移送協力が実施されたが、移送協力の調整が難航した事例等も見受けられたところであること。

このことから、「感染症法に規定する移送に関する保健所等と消防機関との連携について」（令和6年9月20日付け事務連絡）において、医療提供体制や感染症の特性等を踏まえた、保健所等と消防機関との連携時における役割分担の基本的な考え方や効果的な参考事例を示しているので、保健所等と消防機関の円滑な連携体制の構築を推進するとともに、国内で新たな感染症の患者が発生し、移送の体制確保に関して保健所等が消防機関と必要な調整をする際の参考とし、各都道府県連携協議会等において、関係機関間で必要な協議を行っていただきたいこと。

## 5 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）の趣旨を踏まえ、国・地方公共団体の連携・協力を通じて様々な施策に取り組んできました。令和6年能登半島地震などの大規模災害になればなるほど、地域防災力の中核を担う消防団及び自主防災組織等の力が重要とされる中、依然として消防団員数は減少が続いており、消防団員の確保や消防団の災害対応能力の強化、自主防災組織等の活性化等により、地域防災力の充実強化に一層取り組んでいくことが重要です。

こうした中、消防庁においては、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について」（令和7年1月31日付け消防地第66号）により、地域防災力の充実強化に向けて重点的かつ積極的に取り組んでいただきたい事項をお示ししたところです。

都道府県及び市町村等におかれては、これらを踏まえるとともに、以下の事項に留意し、地域防災力の充実強化に向けた積極的な取組を行っていただくようお願いいたします。

### （1）令和6年能登半島地震等を踏まえた地域防災力の強化

令和6年能登半島地震等を踏まえた地域防災力の充実強化に向けては、消防団拠点施設の耐震強化をはじめ、小型・軽量化された車両・資機材の整備の推進や、ドローン等のデジタル技術の活用促進のほか、消防団活動に必要な資格等の取得促進や多様な主体との連携促進等について取り組んでいただきたいこと。

#### ア 消防団拠点施設の耐震強化

大規模災害等に備え、重要な活動拠点である消防団拠点施設の耐震強化を積極的に講じていただきたいこと。

なお、消防団拠点施設の耐震強化については、当該施設の耐震診断に要する経費について特別交付税措置が講じられているところであり、また耐震工事について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

## イ 小型・軽量化された車両・資機材の整備推進

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、補正予算では、救助用資機材等が搭載された消防車両の無償貸付事業について、小型車両の整備を支援する観点から、貸付対象車両にオフロードバイクを新たに追加したところであること。また、消防団設備整備費補助金についても、比較的軽量で容易に使用できる電気で駆動する救助用資機材をはじめ、身体を冷却する機能を有する「高視認性冷却衣」や、ドローンと一体的に整備する「タブレット端末」を新たに追加したところである。これらの事業の活用により、消防団の災害対応能力の強化に取り組んでいただきたいこと。

## ウ ドローンの活用促進

災害情報の早期把握等に有効なドローンの積極的な活用に取り組んでいただきたいこと。

補正予算では、「消防団災害対応高度化推進事業」を拡充し、全ての都道府県で消防団員に対するドローンの操縦講習を実施できるようにしたところであり、積極的に活用していただきたいこと。

また、ドローンの活用にあたって、災害時には、高度な操縦技能が必要な場合があることから、高度な技能が保証された資格の取得を推進していること。

なお、消防団員が一等及び二等無人航空機操縦者技能証明を取得する場合に必要な経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとされていること。

## (2) 消防団の充実強化

### ア 消防団員の処遇改善

消防団員の報酬等については、令和3年4月に「非常勤消防団員の報酬等の基準」(以下「基準」という。)を策定し、「団員」階級について標準額を定め、処遇改善を推進してきた結果、令和6年4月1日現在、「団員」階級の年額報酬において基準を満たす市町村が90.5%となるなど、着実に改善が図られている。また、令和6年度からは、「班長」階級以上の年額報酬についても、普通交付税措置額を超える経費について特別交付税措置が講じられている。これらを踏まえ、いまだ処遇改善に対応していない市町村においては、早急に条例改正等の必要な対応を行っていただきたいこと。

また、シニア層の消防団員の活躍促進も重要であり、処遇改善を推進する観点から、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)」(令和6年12月27日付け消防地第644号)を踏まえ、長年勤務された消防団員の労苦に報いる「退職報償金」の勤

務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加することとしているので、令和7年4月1日付けの改正政令の施行までに条例の改正を遺漏なく進めていただきたいこと。

#### イ 消防団員の更なる確保

「消防団員の確保に向けたマニュアルについて」（令和7年1月21日付け消防地第23号）のとおり、各地域の優良事例を多数取り上げ、消防団の魅力発信をはじめ、新規団員の確保策や現役団員の負担軽減など、消防団の充実強化につながる手法を紹介したマニュアルを作成したところであり、同マニュアルを活用することにより、消防団員の更なる確保に積極的に取り組んでいただきたいこと。

また、消防団員の約7割が被用者であることを踏まえ、被用者の入団促進に向けて、企業や業界団体（以下「企業等」という。）の消防団に対する理解や協力が不可欠である。このため、「消防団の更なる充実強化に向けた企業等との連携強化について（協力依頼）」（令和6年10月15日消防地第578号）も踏まえ、消防団協力事業所表示制度を導入していない市町村においては早急に導入いただくとともに、企業等のインセンティブとなるよう、消防団協力事業所に認定された企業等に対する入札参加資格等の優遇措置などの支援の充実や、企業等への主体的な働きかけ、企業等の従業員等の入団促進や消防団員として活動しやすい環境づくりなどに取り組んでいただきたいこと。

#### ウ 災害対応能力向上の取組等に対する支援

当初予算案においては、デジタル技術の活用促進や、準中型免許等の取得環境の整備、企業等と連携した入団促進など、消防団の充実強化につながる地方公共団体の様々な分野の取組を全額国費により支援する「消防団の力向上モデル事業」を令和7年度から拡充し、令和6年能登半島地震等を踏まえた消防団の災害対応能力の強化を図る取組などを重点的に支援することとしていることから、同事業を積極的に活用いただきたいこと。

#### エ 消防団における女性消防団員の更なる活躍推進

女性消防団員については、消防団員数全体が減少する中、令和6年4月1日現在で28,595人と年々増加しており、平時・有事ともに多岐に亘る対応が求められる消防団員の更なる確保を進めるためには、女性の入団促進を更に図ることがとりわけ重要となる。このため、女性消防団員比率の全国の目標水準（10%を目標としつつ、令和8年度末までに当面5%）の達成に向け、「消防団の力向上モデル事業」などを活用し、消防団員に占める女性の割合が、現時点で5%に満たない消防団においては早急に5%以上となるよう、また5%を超えている団体においては10%以上となるよう入団促進及び活躍

の推進並びに環境整備に積極的に取り組んでいただきたいこと。

女性の入団促進に向けては、女性が幅広く活躍できる環境を整えていくことが重要である。このため、女性団員の幹部登用や休団制度の導入等の消防団運営に関する制度整備をはじめ、女性団員の確保に向けた積極的なPRの実施などに取り組んでいただきたいこと。

また、女性が活動しやすい環境づくりについては、「消防団の力向上モデル事業」の活用により、消防団拠点施設内にパーテーション等を設置するなど、女性の入団促進に資する取組に活用可能であることから、積極的に活用いただきたいこと。

なお、消防団拠点施設における女性用トイレや更衣室等の整備について、引き続き緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

### (3) 自主防災組織等の充実強化

地域防災力の充実強化のためには、自主防災組織や少年消防クラブ、女性防火クラブの活性化が不可欠であるところ、当初予算案において、引き続き「自主防災組織等活性化推進事業」を実施することとしている。自主防災組織等をより活性化させるための取組が幅広く対象となり、特に女性の視点を反映させた取組については重点的に支援することとしているため、都道府県及び市町村におかれては、本事業を積極的に活用いただきたいこと。

また、自助・共助の担い手となる地域住民の防災意識の向上が重要であることから、「防災意識向上プロジェクト」を拡充し、今般の令和6年能登半島地震の経験者を語り部として派遣する予定であることから、こちらも積極的に活用いただき、防災教育・啓発に取り組んでいただきたいこと。

さらに、消防庁等で開催してきた「地域防災力充実強化大会」について、地域防災力充実強化の重要性に係る理解の促進を更に図るため、地方公共団体が主体となって行う取組を支援する形式に見直しをしたことから、積極的に活用いただきたいこと。

## 6 消防防災分野における女性の活躍推進

消防防災の分野においても女性が増加し、活躍することによる、住民サービスの向上や消防組織の強化が期待されており、意欲のある女性はその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、消防防災分野における女性の活躍推進に積極的に取り組むようお願いいたします。

### (1) 消防本部における女性消防吏員の更なる活躍推進

消防本部における女性消防吏員は、令和6年4月1日現在で6,124人、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合は3.7%と、その数は年々増加しており、消防

組織の活性化や住民サービスの向上に向け、女性消防吏員を確保するためには消防本部における女性消防吏員の採用や活躍を一層推進していくことが重要であること。

このため、女性消防吏員比率の全国目標（令和8年度当初までに5%）の達成に向け、前述の「3 常備消防力の充実強化」の「(7) 消防本部における女性消防吏員の活躍推進」における各種取組をはじめ、女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた取組を積極的に実施していただきたいこと。

#### (2) 消防団における女性消防団員の更なる活躍推進

女性消防団員比率の全国目標水準（10%を目標としつつ、令和8年度末までに当面5%）の達成に向け、「消防団の力向上モデル事業」などを活用し、消防団員に占める女性の割合が、現時点で5%に満たない消防団においては早急に5%以上となるよう、また5%を超えている団体においては10%以上となるよう、前述の「5 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化」の「(2) 消防団の充実強化」「エ 消防団における女性消防団員の更なる活躍推進」における各種取組をはじめ、入団促進及び活躍の推進並びに環境整備に積極的に取り組んでいただきたいこと。

#### (3) 地方防災会議における女性委員の積極的な登用

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、令和7年までに、地方防災会議における女性委員の割合を30%以上とすること、及び令和7年までに、女性が登用されていない市町村防災会議をゼロにすることが成果目標として定められていること。

これらの目標水準の達成に向け、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第5項第8号に定める「学識経験のある者」等において、積極的に女性委員の登用に取り組んでいただきたいこと。

#### (4) 消防大学校における女性消防吏員の積極的な受入れ

消防大学校では、全学科に女性消防吏員枠（定員の5%）を設定することや、寮のインフラ整備を行うことにより、女性消防吏員を受け入れる体制を整備している。また、平成28年度から、実務講習「女性活躍推進コース」を開催し、女性幹部候補生のキャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力の修得を目的とした講習を実施していること。

このため、各消防本部等におかれても、女性消防吏員の入校について、積極的に検討いただきたいこと。

### 7 火災予防対策の推進

都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、火災予防対策の推

進に積極的に取り組むようお願いいたします。

(1) 輪島市大規模火災を踏まえた地震火災対策の推進

近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を積極的に進められたいこと。

なお、感震ブレーカーの普及啓発に要する経費について、特別交付税措置が講じられていること。

(2) 住宅防火対策による安心・安全の確保

住宅火災の件数は平成17年以降減少を続け、令和2年に初めて1万件／年を下回ったものの、令和3年からは再び増加している。また、死者数についても増加しており、令和5年の死者数は、平成26年以来9年ぶりに1,000人を超えることとなった。住宅防火の推進にあたっては、以下の項目を中心とする火災予防対策が重要であるので、積極的に推進していただきたいこと。

ア 住宅用火災警報器の設置・維持管理の徹底

住宅用火災警報器の設置が義務化されてから10年以上経過し、交換期限を迎える住宅が増加していることを踏まえ、住宅用火災警報器の設置及び交換・維持管理に係る広報活動や戸別訪問の実施などの取組を積極的に進められたいこと。

なお、こうした周知・広報活動に要する経費について、引き続き地方交付税措置が講じられていること。

イ 電気火災の注意喚起の徹底

住宅火災件数を出火源別に見たとき、電気に起因する火災は増加傾向にあり、令和5年中では最も多くなっている。特に、電気火災の約8割は電気器具の不適切な使用、維持管理不良によるものである。このため、製品の取扱説明書に従い、正しく使用・管理することについて、消防庁が作成した火災予防啓発映像（充電式電池による火災等の住宅における電気火災への対策について）も活用しつつ、注意喚起広報を実施していただきたいこと。

ウ 住宅防火の推進に係る広報

こんろ火災や寝たばこによる火災など、具体的な火災危険性を周知して地域住民の理解を深め、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、防災品や住宅用消火器等の設置について、各種メディアや広く住民生活に浸透している広報誌等を積極的に活用するとともに、住宅向けの展示会や町内会・自治会等、地域の会合の機会を捉え、広報を推進していただきたいこと。また、周知広

報活動等の実施に当たっては、「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」等を活用されたいこと。

### (3) 林野火災対策の推進

林野火災については、例年1,300件程度発生する状況が続いている。林野火災の出火原因は、たき火、火入れ、放火（放火の疑いを含む。）等人的要因によるものが圧倒的に多く、また、林野火災の消火には多くの困難を伴うことから、林野火災対策は、特に出火防止の徹底が重要である。「林野火災に対する警戒の強化について」（令和7年1月8日付け消防特第1号）を踏まえ、入山者及び地域住民等に対し、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て、火遊びの禁止の広報等に、積極的に取り組んでいただきたいこと。

また、令和3年の栃木県足利市の林野火災を踏まえた「林野火災の予防及び消火活動について（通知）の改正について」（令和4年7月25日付け消防災第195号、消防広第223号、消防特第145号）を参考のうえ、林野火災に対するより一層の体制の充実に取り組んでいただきたいこと。

## 8 地方公共団体等の災害対応能力の強化

都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、災害対応能力の強化に取り組むようお願いいたします。

### (1) 各災害に共通する事項

#### ア 住民の迅速かつ円滑な避難

##### (ア) 避難情報の適切な運用

避難勧告と避難指示の一本化など、避難情報の在り方の包括的な見直しを踏まえ、各市町村においては、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月内閣府）も参照の上、引き続き発令基準の見直し及び適切な運用や、新たな避難情報に関する住民等への積極的な周知に取り組まされたいこと。

##### (イ) 避難行動要支援者の避難対策

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたところであること。

市町村においては、引き続き「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月内閣府）に基づき、地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から、同計画を着実に作成するよう積極的に取り組まれるとともに、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や同名簿の更新サイクルの見直し、避難支援等関係者に対する名簿情報の事前提供等、発災時の円滑かつ迅速な避難支援のための取組

を進めていただきたいこと。

なお、避難行動要支援者名簿の作成・活用及び個別避難計画の作成に要する経費について、引き続き地方交付税措置が講じられていること。

#### (ウ) 防災訓練の積極的な実施

「令和6年度総合防災訓練大綱について」（令和6年6月28日付け消防災第141号）で通知したとおり、令和6年能登半島地震等を踏まえ、受援計画等に基づく応援職員の受け入れや災害時に交通通信等が途絶し孤立地区が発生した場合を想定した訓練のほか、障害者や外国人などの要配慮者の避難支援等の訓練など、地域の実情に応じた訓練を、国、地方公共団体、事業者、関係団体等との連携により積極的に実施していただきたいこと。

### イ 業務継続性の確保

#### (ア) 業務継続計画等の策定

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月内閣府）に基づき、電気、水、食料等の確保など特に重要な6要素も含む業務継続計画を策定するとともに、職員に対する研修、訓練等の実施により同計画の実効性の確保に向け不断の見直しを積極的に行っていたいただきたいこと。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、「市町村の人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和3年6月内閣府）に基づく検討を進め、受援体制の整備に努めていただきたいこと。

#### (イ) 公共施設等の耐震化等の推進

平成30年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風（台風第15号）や令和2年7月豪雨などにより、公共施設等の耐震化や浸水対策、非常用電源の整備等の重要性が改めて認識されたところであることから、大規模災害発生時であっても業務継続性を確保できるよう、各種取組を積極的に行っていただきたいこと。

なお、以下の事業について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

- ① 災害などに強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、公共施設等の耐震化に要する経費、耐震化を目的とする消防署所の全部改築に要する経費並びに非常用電源の整備、浸水・地震対策及び機能強化（非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）
- ② 公共施設等の浸水対策を推進するため、指定避難所や災害対策の拠点施設等における浸水対策（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）及び洪水浸水想定区域等からの消防署所（消防本部庁舎を除く。）の移転

- ③ 前述の「2 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化」の「(4) 緊急消防援助隊等の応援職員の受入れ施設等の整備」における応援職員の受入れ施設等の整備
  - ④ 社会福祉法人等が実施する豪雨災害対策（避難路、避難階段、避難エレベーター、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉、非常用電源・給水設備の設置等）に対する地方公共団体の補助
- (ウ) 災害応急対策の継続性を確保するための資機材の整備

① トイレカーの整備

令和6年能登半島地震においても、被災者はもとより、ボランティアも含む地方公共団体の災害応急対策に従事する者が継続的に活動する上で、トイレの確保等が課題であることが改めて認識されたところであり、機動性や衛生面に優れ、被災地の状況に応じ多様な場面で活用することができるトイレカーの整備に努めていただきたいこと。

なお、災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

② 応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備

令和6年能登半島地震において、災害対応に従事する地方公共団体職員の健康面での環境整備が必要であることが改めて認識されたところであり、災害時に速やかに応援職員の宿泊環境を整え、応援職員を発災直後から継続的に災害対応に従事させることができるよう、民間事業者との協定締結による車両確保という方法に加え、宿泊機能を有する車両の整備に努めていただきたいこと。

なお、応急対策職員派遣制度に基づき地方公共団体から派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとされていること。

③ 移動式燃料給油機の整備

令和6年能登半島地震において、地震等の影響によりガソリンスタンドが営業困難な状況となり、災害応急対策を行う車両や非常用発電機に必要な燃料が不足する等、燃料の確保・供給が課題であることが改めて認識されたところであり、地方公共団体が災害応急対策を継続して行うことができるよう、災害発生時の燃料確保・供給体制を構築するための、移動式燃料給油機の整備に努めていただきたいこと。

なお、地方公共団体が行う移動式燃料給油機の整備について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとされていること。

(エ) 公共施設におけるインフラ老朽化対策の推進

平成28年度までに策定することとされていた消防分野の公共施設等総合管理計画及び令和2年度までに策定することとされていた個別施設ごとの

長寿命化計画（個別施設計画）について、未策定団体におかれては至急策定すること。

#### ウ 緊急物資輸送

令和6年能登半島地震においても、交通の途絶等による孤立地域への物資輸送が困難になる状況が発生したことを踏まえ、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めていただきたいこと。

取組に当たっては、以下の事項に留意いただきたいこと。

- (ア) 災害発生時に孤立地域などへ物資輸送等を行うために地方公共団体の防災部局が管理・運用するドローンの整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。
- (イ) ドローンを運用する地方公共団体の職員の育成及び地方公共団体の防災部局が管理・運用するドローンの整備については、「地方公共団体の防災主管部局における災害対応ドローンの活用について（通知）」（令和6年4月1日付け消防災第70号）を参考に、取り組んでいただきたいこと。
- (ウ) 災害時の緊急輸送については、これまでの災害において、交通状況等を勘案し、ヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段が機動的かつ効果的に活用されている。今後もこうした運用が適切に行われるよう、地域防災計画において明確な記載がなされることが重要であることから、地域防災計画にヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段の機動的かつ効果的な活用を積極的に位置付けていただきたいこと。
- (エ) 各都道府県及び市町村における関係主体（事業者等）が災害時にドローンを迅速かつ的確に活用できるよう、令和6年6月に修正された防災基本計画及び消防庁防災業務計画の内容を踏まえ、地域防災計画に災害対策の手段として、ドローンを活用した現地調査や物資輸送等を位置付けていただきたいこと。

#### エ 研修・訓練機会の提供

上記「ア 住民の迅速かつ円滑な避難」や「イ 業務継続性の確保」に適切に取り組めるよう、以下のような研修を実施する。このうち「市町村長の災害対応力強化のための研修」については、非常に実践的・効果的な訓練であることから、特に積極的な参加を検討されたいこと。

- (ア) 市町村長の災害対応力強化のための研修（災害時の重要な局面ごとに講師が市町村長に情報を提供し的確かつ迅速な判断・指示を求めるなど、1対1で意思決定のシミュレーションを実施）
- (イ) 全国防災・危機管理トップセミナー（災害を経験した市町村長等を講師として実践的な教訓を共有）

- (ウ) 防災・危機管理特別研修（対象：都道府県及び政令市の危機管理・防災責任者）
- (エ) 自治体危機管理・防災責任者研修（対象：市町村の危機管理・防災責任者）
- (オ) 災害マネジメント総括支援員等研修（対象：大規模災害時等の被災市町村派遣要員として推薦された職員）

#### オ 避難所の生活環境改善等の促進

「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和6年11月公表）等を踏まえ、内閣府において、同年12月「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」等の改定が行われたところである。これらの改定内容を踏まえ、平時から避難所における良好な生活環境が確保されるよう、必要な取組を積極的に進められたいこと。

取組にあたっては、以下の事項に留意いただきたいこと。

- (ア) 指定避難所におけるトイレ（トイレカーを含む。）、空調設備の設置、バリアフリー化等の生活環境改善に係る整備について、引き続き緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。また、マスクや手指消毒液等の避難所における感染症対策用物資の購入に要する経費についても、引き続き地方交付税措置が講じられていること。

なお、避難所の生活環境改善のためのキッチン資機材や仮設入浴設備資機材、トイレカー、パーティションテント等の整備については、内閣府において、令和6年度補正予算に係る事業として新たに設けられた「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」の活用も可能であること。

- (イ) 発災時に、温かく、栄養バランスがとれた食事を被災者に提供できるよう、被災者の食事を支援する取組みとして、学校給食施設等の公共・公用施設の調理場を活用して、セントラルキッチン方式で避難所に配食する取組みを行う場合には、予め、該当する施設の耐震化や非常用電源等の整備について検討いただきたいこと。

なお、これらの整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

- (ウ) 避難所運営に関する人材の育成・確保にあたっては、「避難生活支援リーダー／サポーター研修」（内閣府主催）や、同研修に準じた自治体独自の研修の実施により、避難所の生活環境改善のための知識・ノウハウを有する地域のボランティア人材等の育成を進めていただきたいこと。

#### カ 住民用の非常用物資の備蓄

避難生活に必要な物資の確保に資するよう、改めて各都道府県及び市町村における最大想定避難者数に基づいた必要量を確認するとともに、備蓄量が十分でない場合には不足する量を備蓄することや、備蓄スペースが足りない場合には拡充するなど、必要な取組を積極的に進めていただきたいこと。

その際、令和2年4月から内閣府において運用が開始されている「物資調達・輸送調整等支援システム」について、拠点毎の備蓄物資の品目・数量、物資拠点の情報を定期的に最新の情報に更新して登録するとともに、都道府県においては、管内の市町村における備蓄状況の把握・確認に努めていただきたいこと。

なお、毛布や簡易トイレをはじめ、非常用物資の購入に要する経費について、引き続き地方交付税措置が講じられていること。

#### キ 防災関係機関との連携の促進

災害発生時には、地方公共団体その他の公共機関等の防災関係機関が一体となって、適切な対応を執ることが求められることから、平時から多様な主体との協定の締結など協力連携を強化していただきたいこと。

特に、郵便局は、あまねく全国に拠点が存在するなどの強みを有していることから、郵便局と連携した消防団への加入促進や、災害時における郵便局舎・車両等の活用など、消防・防災分野における郵便局と連携した取組の促進を図っていただきたいこと。

#### ク 外国人に対する災害時の情報発信

在留外国人が必要とする防災情報に迅速かつ的確にアクセスできるよう、「緊急速報メール」の周知、「Safety tips」のダウンロード及び地方公共団体等が独自で提供する防災・気象情報等の情報発信ツールの周知を積極的に取り組んでいただきたいこと。その際、広報誌・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、多様な方法による周知を図っていただきたいこと。

各都道府県の消防防災主管部局は、地方公共団体の多文化共生主管部局と連携し、各都道府県消防学校等において、災害時の外国人の避難支援等の基本的な考え方や、多言語翻訳サービスをはじめとする災害時の外国人の避難支援等に活用可能な各種ツールの使用上の留意点等について理解を深めるための教育の実施に積極的に取り組んでいただきたいこと。

#### ケ 要救助者の携帯電話位置情報の積極的活用

「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」（令和4年情報保護委員会・総務省告示第4号）に規定する要請者に地方公共団体の災害対策本部が含まれること等が整理されたことを踏まえ、地方公共団体に

においては、「災害時に携帯電話を所持している要救助者の位置情報が把握できない場合の対応について（通知）」（令和6年6月28日付け消防情第173号）のとおり、災害時における携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請を積極的に活用いただきたいこと。

## （2）個別の災害に関する事項

### ア 地震・津波災害対策

#### （ア）地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）により各都道府県が定める第6次地震防災緊急事業五箇年計画（対象期間：令和3～7年度）に基づき、地震防災施設の整備を着実に推進されたいこと。

#### （イ）南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定（平成26年3月）から10年が経過し、同基本計画の見直しに向け、新たな防災対策の検討が必要であり、中央防災会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、被害想定の見直しや新たな防災対策等、検討が進められているところである。また、令和6年8月に、運用開始後初となる南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを踏まえ、同ワーキンググループにおける検証を経て、同年12月、内閣府において「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策」がとりまとめられたところである。今後の防災対応の見直し・検討にあたっては、当該とりまとめや同ワーキンググループにおける検討状況を参考にするとともに、地域防災計画において定めるものとされている「南海トラフ地震防災対策推進計画」について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行っていただきたいこと。

なお、地域防災計画の見直しに要する経費について、特別交付税措置が講じられていること。

#### （ウ）首都直下地震に備えた防災対応の推進

首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定（平成27年3月）から10年が経過することを踏まえ、同基本計画等の見直しに向け、新たな防災対策の検討が必要であり、中央防災会議の下に設置された「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」において、被害想定の見直しや新たな防災対策等の検討が進められているところである。今後の防災対応の見直し・検討にあたっては、同ワーキンググループにおける検討状況を参考にしていきたいこと。

### イ 火山災害対策

#### （ア）活動火山対策避難施設の整備等

各火山地域における実情を踏まえ、常時観測火山における活動火山対策避難施設の整備に積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、活動火山対策避難施設の整備（退避壕・退避舎については、屋根の補強等、既存施設の機能強化にかかる改修事業も含む）について、消防防災施設整備費補助金および緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。加えて、同補助金については、民間の山小屋等を活用した避難施設の整備にかかる地方公共団体の補助に要する経費についても対象としていること。

## 9 国民保護施策の充実強化

都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意し、国民保護施策の充実強化に積極的に取り組むようお願いいたします。

### (1) 国民保護のための避難行動の周知促進

我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している中で、弾道ミサイル飛来時などの国民保護事案時の避難行動についての国民への周知が重要であるところ、地方公共団体におかれては、住民への積極的な広報に取り組んでいただきたいこと。

特に、首長自ら警報音のデモンストレーションや住民避難訓練等に参加することにより周知の強化に取り組んでいただきたいこと。

なお、避難行動の周知促進に係る動画を今後作成予定のため、当該取組において活用いただきたいこと。

### (2) 国民保護訓練の充実強化

国民保護事案の対処能力の維持・向上のため、国と地方公共団体の共同訓練について、国民保護訓練パートナー制度を活用の上、積極的に取り組んでいただきたいこと。

各地方公共団体で行われている弾道ミサイルを想定した住民避難訓練について、「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練優良事例集」を活用の上、緊急一時避難施設の使用や要配慮者の避難など、実践的な取組を行っていただきたいこと。

### (3) 避難実施要領のパターン作成の促進

避難実施要領のパターン（以下「パターン」という。）について、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定）において、市町村は、複数のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとなっている。ほぼ全ての市町村で、少なくとも1つのパターンが作成済みとなった一方、複数のパターンを作成している市町村は令和6年4月1日時点で71.2%にとどまっ

ているため、北朝鮮からの弾道ミサイル等が一層高い頻度で発射されるなど、我が国を取り巻く安全保障環境がより厳しさを増していることなどを踏まえ、作成済みパターンが1つのみの市町村におかれては、令和7年度中に複数のパターンが作成済みとなるよう積極的に取り組んでいただきたいこと。都道府県においては、当該市町村に対し、必要な支援を行っていただくとともに、進捗を確認いただきたいこと。

令和7年度においては、令和6年度に引き続き、パターンの複数化・高度化を支援するため、パターン作成の研修会やパターン作成に係るアドバイザーを希望する市町村へ派遣する事業を実施することとしているため、積極的に活用いただきたいこと。

#### (4) 避難施設の指定の促進

都道府県知事及び指定都市の長（以下、「指定権者」という。）は、住民の避難・救援を行うための施設として、避難施設を指定しなければならないこととされていること。

とりわけ、爆風等からの被害の軽減効果が高いと考えられる「緊急一時避難施設」について、令和3年度から7年度までを集中取組期間として、積極的な指定を依頼しているところ。令和7年度はこの最終年度であることから、各指定権者において、目標である「管内の緊急一時避難施設の人口カバー率100%」を確実に達成いただきたいこと。また、重点取組分野に属する施設（地下施設、大規模商業施設等）について、より一層の指定促進に取り組んでいただきたいこと。特に地下施設について、民間施設を含め最大限の確保に努めていただきたいこと。

令和7年度においても、避難施設の指定を促進するため、指定に当たっての知見を蓄積した地方公共団体の職員等を希望する地方公共団体へアドバイザーとして派遣する事業を引き続き実施することとしているため、積極的に活用いただきたいこと。

#### (5) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の整備・連携する情報伝達手段の多重化等

全国瞬時警報システム（Jアラート）については、より多くの住民へ必要な情報が瞬時に伝達できるよう、令和7年度から整備可能となる予定の新型受信機の整備について、令和7年度までに整備していただきたいこと。また、防災行政無線をはじめとしたJアラートと連携する情報伝達手段の多重化について、災害情報伝達手段の多重化と並行して、積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、これらの整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

市町村におかれては、Jアラートによる住民への情報伝達に際し依然として支

障事例が見受けられるため、機器の整備や動作ルールの設定の点検など日頃から支障の発生を未然に防ぐための対策を積極的に行っていただくとともに、定期的に実施する全国一斉情報伝達試験に必ず参加していただきたいこと。

## 10 災害時の通信・情報伝達体制などの充実強化

災害発生時においては、被害状況に関する災害現場とのやり取りや行政機関間での連絡調整等のための通信体制を確実に確保するとともに、住民に対して迅速かつ確実に防災情報を伝達することが重要であることから、都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、災害時の通信・情報伝達体制などの充実強化に積極的に取り組むようお願いいたします。

### (1) 住民への災害情報伝達手段の多重化・強靱化

地方公共団体におかれては、防災行政無線をはじめとする災害情報伝達手段の多重化・強靱化を積極的に進めていただきたいこと。その際は、障害者・外国人等に対しても、確実に情報を伝達できるようにすることに留意いただきたいこと。

また、防災行政無線や緊急速報メールを含む複数の災害情報伝達手段を適切に運用するために、必要に応じて複数の情報伝達手段に一斉に災害情報を配信する機能（一斉送信機能）の導入を検討いただきたいこと。

消防庁では、補正予算において、地方公共団体に対し通信技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーを派遣することにより、地域特性を踏まえた最適な伝達手段の整備・多重化を推進するための課題解決に資することとしており、積極的に活用されたいこと。

なお、防災行政無線のデジタル化・代替設備の整備・機能強化や戸別受信機等の貸与による配備、一度の入力により多重化した情報伝達手段から一斉送信できる仕組みの導入等について、引き続き地方財政措置が講じられていること。

### (2) 都道府県・市町村等を結ぶ通信手段の確保

防災基本計画において、有・無線系、地上系、衛星系などによる伝送路の多ルート化などの推進、特に、地域衛星通信ネットワークなどの耐災害性に優れている衛星系ネットワークの一体的な整備を図ることとされていることなどを踏まえ、大規模災害時に商用通信網が使えなくなった場合に備えて地方公共団体の庁舎などにおける非常用通信手段を確保いただきたいこと。

地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的整備については、都道府県が管内全市町村にアンテナ等の衛星通信機器を設置し、管内全市町村とを結ぶ一体的な整備に積極的に取り組まされたいこと。

なお、都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システ

ム整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

また、地域衛星通信ネットワークの第2世代システムは令和9年度をもって終了することから、令和9年度までに着実な第3世代システムの整備等に取り組みたいこと。

加えて、災害時に孤立するおそれのある地域において地上の通信網が途絶した場合等に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市町村との双方向の情報連絡体制を確保いただきたいこと。

### (3) NET119の導入促進及び電話リレーサービスにおける新たな取組に係る対応

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が通報用Webサイトを介して円滑に消防への通報を行うことを可能とするNET119については、「NET119緊急通報システムの早期導入について（通知）」（平成29年3月28日付け消防情第100号）等を踏まえ、早期に導入を図っていただきたいこと。なお、NET119の運用に要する経費について、引き続き地方交付税措置が講じられていること。

また、聴覚や発話に障害のある方が一人で電話を掛ける機会が得られるよう、手話通訳オペレータ等を介して相手方との会話を可能とする電話リレーサービスについては、利用者が自身の声で相手方に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にする「文字表示電話サービス」が新たに開始されることから、「電話リレーサービスに係る文字表示電話サービスによる緊急通報の開始等について（通知）」（令和6年12月3日付け消防情第292号）等を踏まえ、適切に対応いただきたいこと。

## 11 消防用車両の調達

一部の消防用自動車シャシメーカーの不適切事案及び令和5年度から新たな測定基準に基づく燃費表示やオートヘッドライト、バックアイカメラの設置等が義務付けられることに伴う対応等が、消防用車両のシャシ供給体制に影響を与えていることに加え、事業者側の人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善など働き方改革の観点からも、引き続き消防用車両の早期発注及び適切な納期の設定に努めていただきますようお願いいたします。

消防用車両の調達に関しては、消防庁、全国消防長会及び一般社団法人日本消防ポンプ協会を構成員とする連絡調整会議を設置し、現状や課題について情報を共有するとともに、都道府県、市町村等にもこれらの情報を提供していることから、参考にさせていただきますようお願いいたします。

## 12 中古消防車両等の海外寄贈への協力

更新対象となった消防車両等の海外寄贈は、開発途上国の災害対応能力の向上に寄与するだけでなく、人と人の交流を生み、国と国のつながりも高める、「顔の見える国際協力」として極めて効果の大きい事業であり、その拡大が期待されて

いるため、市町村等におかれては、従前から協力いただいているところですが、これまで以上に、海外寄贈に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 13 消防防災分野における退職自衛官の活用

政府においては、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針（令和6年12月20日）」をとりまとめ、自衛官としての知識・技能・経験を活かした再就職先の拡充等に取り組むこととしたところです。

都道府県及び市町村等におかれては、人材の確保に向けて、退職自衛官の一層の活用を検討いただきますようお願いいたします。

**令和6年度消防庁補正予算、令和7年度消防庁予算案  
及び令和7年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し  
等を踏まえた留意事項について  
【別添資料】**

**令和7年1月31日  
総務省消防庁**

# 目次

1. 令和6年能登半島地震等を踏まえた緊急消防援助隊の充実強化	p. 2
2. 消防防災分野におけるDX・新技術の活用の推進	p. 8
3. 常備消防力の充実強化	p. 13
4. 救急体制の確保	p. 20
5. 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化	p. 23
7. 火災予防対策の推進	p. 33
8. 地方公共団体等の災害対応能力の強化	p. 37
9. 国民保護施策の充実強化	p. 46
10. 災害時の通信・情報伝達体制などの充実強化	p. 54
12. 中古消防車両等の海外寄贈への協力	p. 59
問い合わせ先	p. 61

- 新規の事業については、右上に「新規」と記載しています。
- 拡充部分がある事業については、右上に「拡充」と記載しています。
- 拡充部分がない事業については、右上に「継続」と記載しています。

# 1. 令和6年能登半島地震等を 踏まえた緊急消防援助隊の充実強化

## 基本計画の改定

※以下の内容は、現在予定されているものであり、変更の可能性がある。

- 緊急消防援助隊基本計画は概ね5年ごとに改定している。  
次期基本計画（第5期：R6～R10年度）の策定をR6年度中に実施予定。
- 主な内容として、①新たな目標隊数の設定、②新規部隊の創設、③能登半島地震等の教訓を踏まえた運用改善などを予定

## 1 新たな目標隊数の設定

南海トラフ地震をはじめとした大規模災害における緊急消防援助隊の対応力を強化するとともに、安全管理やDXにも対応できるよう登録隊数を増隊する。

## 2 新規部隊の創設

緊急消防援助隊の機能強化を図るため、DXの推進や活動時の安全管理を強化する新たな部隊を創設する。

- i 情報統括支援隊
- ii 安全管理部隊
- iii 救急特別編成部隊

## 3 能登半島地震等の教訓を踏まえた運用改善

- 能登半島地震の教訓を踏まえ、陸路が寸断される場合の部隊進出、関係機関との連携強化などについて規定する。
- 近年の大規模災害における対応等を踏まえ、緊急消防援助隊の柔軟な部隊運用を規定する。

過去の登録目標隊数等の変遷

基本計画 (期間)	目標隊数
第1期 (H16-20)	3,000隊
第1期中改訂 (H18-20)	4,000隊
第2期 (H21-25)	4,500隊
第3期 (H26-30)	6,000隊
第4期 (H31-R5)	6,600隊

# 令和6年能登半島地震等を踏まえた緊急消防援助隊の体制強化 【新規】

## 背景

【国費】【R6補正予算額 41.9億円】

- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、被災地への迅速な部隊の進出や津波浸水想定区域での大規模火災現場への対応力の強化を図るとともに、被災地で十分な活動ができるよう、通信環境や活動環境の整備を行う。また、激甚化・頻発化する土砂・風水害や切迫化する南海トラフ地震などの大規模災害等に備えるため、緊急消防援助隊の車両・資機材について、老朽化も踏まえた適切な整備を行い、大規模災害時等の広域的な消防防災体制の充実強化を図る。

## 施策の概要

- **小型・軽量化された車両・資機材の整備**
  - ・ 悪条件下での進出・活動を可能にするための**車両の小型化、資機材の軽量化**
  - ・ 過酷な活動内容を踏まえた**高機能エアートent等の資機材の整備**
- **無人走行放水ロボット等の整備**
  - ・ 地震や津波発生時の大規模火災現場において、活動隊員の安全を確保した消防活動を行うため、**無人走行放水ロボット等を整備**



【機動前進指揮車】



【救助先行車】



【高機能エアートent】



【携行型救助資機材等の例  
(電動チェーンソー)】



【無人走行放水ロボット及び搬送車】

## 今後の取組・留意事項

- 以下の数量を緊急消防援助隊に配備予定
    - ・ 機動前進指揮車 27台
    - ・ 高機能エアートent 142式
    - ・ 衛星通信資機材 47式
    - ・ 救助先行車29式(携行型救助資機材を含む)
    - ・ 無人走行放水ロボット及び搬送車 3台
- ※今後の契約事務等の状況により、数量は前後する可能性がある。

## 【背景・課題】

- 広範囲での被害が想定される災害の発生時において、消防防災ヘリによる情報収集は、被害の全容把握や、迅速な消防活動を行う上で、昼夜問わず極めて有効
- 一方、能登半島地震や豊後水道における地震など夜間にかけて発生したものがあがるが、夜間運航ができる消防防災航空隊は、一部に留まっている。
- 夜間は昼間よりも視界条件が悪くなり、より安全な夜間運航のためには、視界不良に対応する「**計器飛行証明資格**」(※)の取得が求められる。  
※ヘリコプターの姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して飛行するための資格。視界不良時に計器飛行によって飛行することがある。



- 大規模災害発生時に的確な対応ができるよう、操縦士に計器飛行証明を取得させる等、**夜間運航体制の構築・強化に取り組んでいただきたい。**  
令和7年度から、**計器飛行証明資格の取得に要する経費について、普通交付税措置。**
- 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」(令和元年消防庁告示)を踏まえ、安全性の向上等を図るため、二人操縦士体制の確保、運航安全管理者の配置、シミュレーターを用いた緊急操作訓練やCRM訓練を含む教育訓練の充実、相互応援協定の締結などの取組も引き続きお願いしたい。



## 1 アクションプランとは

国家的規模の災害については、政府の基本計画及び具体計画に合わせ、**発災後直ちに全国規模で緊急消防援助隊を展開**させられるよう、予め、運用ルールを定めておくもの。

※ 南海トラフ地震(H28策定)及び首都直下地震(H29策定)でアクションプランあり。

## 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震アクションプラン（案）の主な内容

### ○ アクションプランの適用基準

- ・ アクションプランが適用される災害を規定

### ○ 緊急消防援助隊の運用方針

- ・ 重点受援道県（4道県）、即時応援都道府県（39都府県）・被害確認後応援都道府県（4県）を規定
- ・ 応援に向かう部隊（指揮支援部隊、都道府県大隊、航空小隊等）の出動規模、応援編成計画を規定
- ・ 消防庁長官の出動指示に係る手続きを規定

### ○ 部隊の進出方法

- ・ 指揮支援部隊 統括指揮支援隊 原則、航空小隊により空路進出

指揮支援隊 ①北海道：空路進出を規定

②北海道以外：一部の遠方を除き、陸路進出

- ・ 都道府県大隊 ①北海道：海路・空路進出を規定

②北海道以外：陸路進出

### ○ 積雪寒冷地対策

- ・ 積雪寒冷下の活動の留意点を規定



民間フェリーによる海路進出



自衛隊輸送機による空路進出



積雪寒冷下の宿営状況



積雪寒冷下の道路状況

- 受援都道府県は、消防組織法に基づき、都道府県知事をトップにした「消防応援活動調整本部」を設置し、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整や、警察・海上保安庁・自衛隊・DMAT等の関係機関との連携を行うこととなっている。
- 各都道府県においては、消防や警察等の関係機関における活動調整を主体的に実施する役割があることを再認識し、この役割を十分に果たせるよう、日頃の訓練等を通じて体制の構築を図っていただきたい。

## 〈都道府県〉

都道府県災害対策本部  
(災対法第23条)

連携

**消防応援活動調整本部**  
(消防組織法第44条の2)

本部長: 都道府県知事  
本部員: 都道府県職員  
代表消防本部職員  
被災地消防本部職員  
統括指揮支援隊長等

主な事務:

- 消防の応援に係る措置の総合調整
- **関係機関との連絡調整**

連絡調整

関係機関

警察、海上保安庁、自衛隊、DMAT等

## 〈市町村〉

市町村災害対策本部  
(災対法第23条の2)

総合調整・指示・助言等

報告・応援要請等

指揮本部  
(緊援隊運用要綱第11条)

(緊援隊)指揮支援本部  
(緊援隊運用要綱第25条)

連絡・報告等

連絡・報告等

活動調整

関係機関

警察、海上保安庁、自衛隊、DMAT等

## 災害現場

(緊援隊)都道府県大隊本部  
(緊援隊運用要綱第28条)

現地合同調整所  
(緊援隊運用要綱第29条)

関係機関  
警察、海上保安庁、自衛隊、DMAT等

- 活動調整
- 情報共有
- 相互協力

## 2. 消防防災分野におけるDX・ 新技術の活用の推進

## 背景・課題

【国費】【R7予算額 2.3億円】(消防防災科学技術研究推進制度)

- 消防庁では、消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究費)により、消防機関が直面する課題を解決するための研究開発や地域の消防防災力の向上を実現するための研究・開発について課題を公募し、産学官連携による研究・開発を推進。
- 令和6年能登半島地震に係る検証チームにおいて、「令和6年能登半島地震に係る災害対応の自主点検レポート」等がとりまとめられ、**新技術等の活用に向け、課題・ニーズの提示による国や民間の技術開発等の推進などの取組を進めていくこととされた。**

## 施策の概要

- 消防防災科学技術研究推進制度は、消防庁の重要施策等の推進のため、消防庁の調査検討事業等に資する研究開発で、特に緊急性・迅速性が求められるものを委託する事業。
- 消防研究センターにおいても、官民連携による研究開発を実施。

### 【官民連携により実用化した研究開発(例)】



圧力を加えることで水と同様に放射でき、また、対象物に保水した状態で付着するため、少量の放水で飛び火などによる延焼拡大を抑制する効果が期待できる。

木造密集地及び伝統的建造物の延焼防止のための高粘度液体放射装置



救急車・指揮車用パンク対応タイヤ

## 今後の取組・留意事項

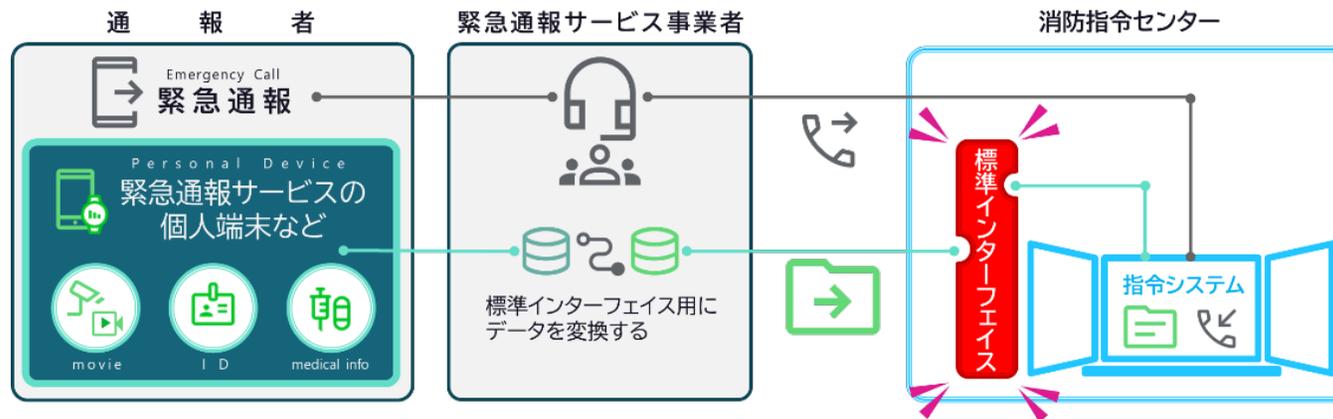
- 消防防災科学技術研究推進制度において、無人走行放水ロボットや消火用ドローンの研究開発、消防防災分野におけるAIやDXを推進する技術の現場活用検証等の委託研究を実施予定。
- **消防防災科学技術研究推進制度は消防機関等の参画を必須としていることから、積極的に協力いただくとともに、地域の大学、研究機関、事業者等に当該制度の趣旨や内容について積極的に周知いただきたい。**
- 災害対応上有効と認められる新技術について、積極的に現場への導入を検討いただきたい。

## 背景・課題

- 消防指令システムは、現行のシステムにおいて、①様々な外部サービスとの接続が困難、②システム導入時のコスト・業務負担が大きいこと等が課題

## 施策の概要

- 消防庁では、全国の消防本部で今後予定されるシステム更新にあわせ、各本部がインターネット等を活用したサービスを活用できるように緊急通報に係る標準インターフェイスやシステム移行時のデータ要件等を策定



## 財政措置

- 消防の広域化又は連携・協力を行おうとする消防本部(過去において広域化又は連携・協力を行った消防本部を含む。)における消防指令システムの標準化に併せた高機能消防指令センターの整備について「緊急防災・減災事業債」の対象

## 今後の取組・留意事項

- 各消防本部において、システムの更新の際には標準仕様書等に基づき整備を進めていただきたい。

## 背景・課題

- 消防業務システムは、インターネットと接続されていないオンプレミス型システムとして整備されるのが一般的となっているため、ICTの進展に応じて柔軟に新機能を追加することが困難。また、個別カスタマイズ等によりシステム構築時のコスト・業務負担が大きいことが課題

## 施策の概要

- 消防庁では、システムの機能拡充や、コスト・調達に係る業務の負担軽減を実現するため、SaaS型のクラウドシステムの利用等に係る内容を盛り込んだ消防業務システムの標準仕様を策定



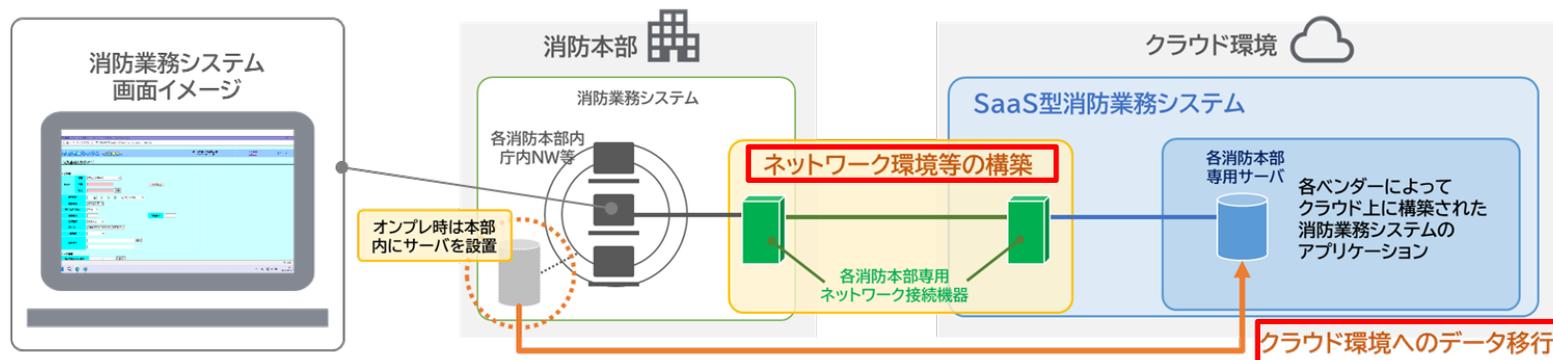
## 財政措置

- 地方公共団体が行う**標準仕様に基づいたSaaS型消防業務システムの移行に要する経費※**について、「デジタル活用推進事業債」(仮称)の対象

※「共同調達」によりシステムの移行を行う場合

## 今後の取組・留意事項

- 各消防本部においては、**次期更新時に同仕様に基づいたシステムが導入されるよう取組を進めていただきたい。**



### 背景・課題

【国費】【R7予算額 0.2億円】

- 災害時における国と地方公共団体との間における映像共有手段の充実を図るため、消防職団員による投稿型の機能を有した「消防庁映像共有システム」について、令和5年12月に構築し、令和6年9月から正式運用を開始。

### 施策の概要

- 本システムは令和6年能登半島地震において、庁内での先行運用として災害対策本部内や緊急消防援助隊で現地の災害状況に係る映像・画像を共有。共有された映像は、報道機関に提供する映像としても活用された。
- 令和6年9月の正式運用により、全国自治体と災害映像の共有が可能となっていることに加え、令和6年度中に、内閣府の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)との接続により、災害映像を関係府省庁とも共有していく予定。
- 迅速な災害状況の把握等が求められている中、**消防団員による本システムの活用**については、**地域住民の安心・安全に直結し、地域防災力の充実強化を図る上で極めて重要。**

### 【能登半島地震での活用事例】



消防庁(現地広報員等)  
緊急消防援助隊が撮影



投稿



システム画面（一覧・地図）

消防庁映像共有システムへの情報共有



閲覧



活動・被災状況の把握  
(消防庁・緊急消防援助隊で共有)

### 今後の取組・留意事項

- 災害現場で活動する消防職員・消防団員においては、**本システムを積極的に活用いただきたい。**
- また、消防団を含めた消防機関においては、大規模災害等に備え、消防職員・消防団員が適切に操作できるよう**定期的な研修等を実施**するとともに、災害時に本システムを運用できるよう普段からの訓練等にも本システムを取り入れるなど、**本システムの積極的な活用に向けた取組を実施していただきたい。**

### 3. 常備消防力の充実強化

## 背景・課題

- 人口減少、高齢化の進展に伴う救急需要の高まり、大規模災害の激甚化・頻発化、感染症の拡大等の社会環境の変化に的確に対応するため、消防の広域化及び連携・協力に取り組み消防本部の規模を引き上げること等により、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防力の維持・強化を図ることが必要。
- 令和6年に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を改正し、広域化及び連携・協力の更なる推進を図るとともに、それぞれの基本指針における推進期限を令和11年4月1日までとした。

## 施策の概要

- 消防広域化推進アドバイザーの派遣や、令和5年度から運用を開始した消防用車両出動シミュレーションシステム（広域化、連携・協力による効果の分析が可能なシステム）の運用・改修を行うほか、消防の広域化及び連携・協力を実現した消防本部における優良事例等の情報提供などを行い、消防の広域化及び連携・協力を推進する。

## 財政措置

消防の広域化及び連携・協力の推進に係る財政措置について、主なものは次のとおり。

- 特別交付税（都道府県分）
  - ・ 広域化又は連携・協力対象市町村に対して、都道府県が行う補助金、交付金等の交付に要する経費（措置率：0.5）
- 特別交付税（市町村分）
  - ・ 広域化又は連携・協力の準備に要する経費（措置率：0.5）（※）「中心消防本部」については措置率0.7  
（広域化）広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金 等  
（連携・協力）連携・協力実施計画策定経費、連携・協力協議会負担金 等
  - ・ 広域化又は連携・協力のに伴い臨時に増加する経費（措置率：0.5）  
（広域化）消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信指令施設等の整備に要する経費 等  
（連携・協力）共同部隊の設置に伴い必要となる装備費、現場活動要領の統一に要する経費
- 緊急防災・減災事業債
  - （広域化）消防署所等の増改築、消防用車両等の整備 等
  - （連携・協力）高機能消防指令センターの新築及び増改築、消防用車両等（※）の整備、訓練施設の整備  
（※）具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等をいう

## 今後の取組・留意事項

- 上記の各種施策を活用し、消防の広域化及び連携・協力に係る取組を引き続き推進していただきたい。

## 背景・課題

- 消防本部が整備する災害対応ドローン(水中ドローンを含む)は、被害状況や災害推移の把握、部隊運用や水難救助活動等に効果的

## 施策の概要

- 消防庁では、ドローン活用の普及啓発等を行うアドバイザーの派遣や、「消防防災分野における無人航空機の活用の手引き」の作成等により、消防本部における災害対応ドローン(水中ドローンを含む)の活用推進を図っている。

### 【災害対応ドローンのイメージ図】

#### 【空中からの情報収集】



※上空から、要救助者の捜索や火災延焼状況の把握などを行い、効果的な活動を実施する。



#### 【水中からの情報収集】



※水中の状況を地上で共有し、水中における活動場所等の特定を行うことで、活動時間の短縮や救助隊員等の負担軽減を図る。



## 財政措置(緊急防災・減災事業債)

- 消防本部が運用する災害対応ドローン(水中ドローンを含む)の整備について緊急防災・減災事業債の対象

### 〈無人航空機〉

- 次の要件を満たすドローンの整備について、緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債の対象となる。

※詳しくは、「消防本部における災害対応ドローンの更なる活用推進について」(令和4年3月31日付け消防消第99号消防庁消防・救急課長通知)を参照

【必須要件】・ドローンの機体及び搭載するカメラは防水性能等級3以上を備えること

・動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること

【任意で付加する機能】・熱画像撮影機能 ・暗所撮影機能 ・高倍率ズーム機能 ・物件の搬送、投下機能 など

### 〈水中ドローン〉

- 次の要件を満たすドローンの整備について、緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債の対象となる。

※詳しくは、「効果的な水難救助活動に資する水中ドローンの整備について」(令和5年3月27日付け消防消第116号消防庁消防・救急課長通知)を参照

【必須要件】・遠隔操作が可能であること(有線含む) ・動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること

【任意で付加する機能】・音波探査 ・位置情報の把握 ・物件の収集、搬送 など

## 今後の取組・留意事項

- 消防本部においては、被害状況や災害推移の早期把握等に有効なドローンの積極的な活用に取り組んでいただきたい。